

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府省庁名 金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （複数税目）	
要望項目名	サステナブルファイナンス分野における所要の措置	
要望内容（概要）	<p>脱炭素社会の実現に向けては、わが国の金融資産を巨額の投資ニーズに結び付け、高い技術や潜在力を有した企業等の取組に活用されることとすることで、中期的な成長戦略の柱としていく必要がある。</p> <p>こうした「経済と環境の好循環」を実現するため、サステナブルファイナンス（持続可能な社会を実現するための金融）分野において税制上の所要の措置を講じること。</p>	
関係条文	—	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 成長資金が、脱炭素社会の実現に貢献する高い技術・潜在力を有した企業等の取組に活用され、持続可能な社会の下で、「経済と環境の好循環」を実現すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 近年、民間金融機関や機関投資家が主体的にサステナブルファイナンスを拡大させており、特に ESG 投資額やグリーンボンド等の発行額が増加している。さらに、2015年に持続可能な開発目標（SDGs）と気候変動対策に関するパリ協定が採択され、持続可能な社会の構築に向けた取組が世界的にも進められている。</p> <p>また、新たな産業・社会構造への転換を促すためには民間資金の一層の拡大が不可欠であることから、主要国を中心に、政策的にもサステナブルファイナンス有識者を更に推進する動きがある。</p> <p>日本では、2020年10月に、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すこととされ、2021年4月には、2030年度における温室効果ガス削減目標の引上げが表明されたが、当該目標を「経済と環境の好循環」につなげることが政府全体の課題である。</p> <p>他方、我が国におけるサステナブルファイナンス分野における市場は成長段階にあり、政府全体として目的達成に向けた取組の後押しが必要である。</p> <p>以上を受け、ESG投資資金が脱炭素をはじめとする持続可能な社会の実現に貢献する企業等の取組に活用されるよう、税制上の措置を講ずることが必要である。</p>	
本要望に対応する縮減案	なし	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	横断的施策－2 サステナブルファイナンスの推進
	政策の達成目標	成長資金が、脱炭素社会の実現に貢献する高い技術・潜在力を有した企業等の取組に活用され、持続可能な社会の下で「経済と環境の好循環」が実現されること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	要望の措置は、成長資金が、脱炭素社会の実現に貢献する高い技術・潜在力を有した企業等の取組に活用されることに資するものであり、有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、成長資金が、脱炭素社会の実現に貢献する高い技術・潜在力を有した企業等の取組に活用されることに資するものであるため、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	成長資金が、脱炭素社会の実現に貢献する高い技術・潜在力を有した企業等の取組に活用され、「経済と環境の好循環」が達成されること。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	令和4年度からの継続要望である。